農業経理士
問題集

【税務編】

大原出版

はじめに

成長産業への変革期にある日本農業において、農業経営の法人化や異業種からの農業参入増加などを背景に現代的な農業経営を確立する必要性が高まっております。

農業という業種の特徴は、生物の生産であることから、病虫害や自然災害による被害等、経営者自身でコントロールすることができない要素が多いことにあります。それゆえ、経営者自身の経験則に基づく判断が重要となりますが、すべての判断を経験則に頼ることは合理的ではなく、客観的事実たる計数を確かめながら経営判断を行うことで、より健全な農業経営を行うことが可能となります。特に法人経営では、計数に基づく経営管理が必須であり、現代的な農業経営に欠かせない要素となります。

このような状況の中、当協会は日本の農業の発展、具体的には計数管理の基盤となる農業簿記の普及に寄与することを目的として、一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会による監修のもとで、平成26年度より「農業簿記検定」を実施しております。

さらに、当協会では2020年度より「農業経理士」称号認定制度を創設致しました。本制度は、農業簿記で培った知識を基盤としながら、農業経営の現場で必要となる実践的なスキルを習得した者であることを当協会が認定し、「農業経理士」の称号を授与するものです。制度創設にあたり、新たに「経営管理」および「税務」試験を開設致しました。

本書は「税務」試験の学習範囲を網羅した問題集です。「農業経理士教科書【税務編】」とあわせてご利用いただき、教科書で学んだ知識の理解度の確認として、また試験対策としてお役立てください。

本書が読者の皆様の農業経営に関わる税務知識の習得、そして「農業経理士」称号取得の一助となれば幸いです。

一般財団法人　日本ビジネス技能検定協会

会長　田中　弘

農業経理士に関する情報はこちら

http://jab-kentei.or.jp/agricultural-accountant/

●本書の利用にあたって●

この問題集は、姉妹編の「農業経理士教科書【税務編】」に準拠した問題集です。従って、教科書の学習の進度に合わせて、併行して利用されることをお奨め致します。

⑴　教科書の単元を学習し終えたら、問題集を解いてください。解答後は、必ず解答編で確認するようにしてください。

⑵　解答を見ても分からないときは、教科書に戻り説明を読んで、どこが間違っているかを確認しましょう。

農業経理士問題集【税務編】

目　次

第１章　決算と申告…… 2

＜会計＞

問題１　会計（貸借対照表）…… 2

問題２　会計（損益計算書）…… 3

問題３　会計（決算）…… 3

問題４　勘定科目…… 4

問題５　減価償却１…… 5

問題６　減価償却２…… 6

問題７　減価償却３…… 7

問題８　減価償却４…… 8

問題９　減価償却５…… 9

問題10　減価償却６……10

問題11　国庫補助金等（圧縮記帳）……12

問題12　役員給与（定期同額給与）……13

第２章　利益や取引への課税……14

＜所得税＞

問題13　各種所得の金額１……14

問題14　各種所得の金額２……15

問題15　各種所得の金額３……16

問題16　資産の譲渡……17

問題17　収穫基準１……18

問題18　収穫基準２……18

問題19　収穫基準３……19

問題20　肉用牛免税１……19

問題21　肉用牛免税２……20

問題22　従事分量配当……21

問題23　所得控除１……22

問題24　所得控除２……22

問題25　個人住民税……23

問題26　個人事業税……24
問題27　租税特別措置法の特別控除……24
問題28　農業経営基盤強化準備金１……25
問題29　農業経営基盤強化準備金２……26
問題30　農業経営収入保険１……27
問題31　農業経営収入保険２……27
問題32　総合問題１……28
問題33　総合問題２……32
問題34　総合問題３……35
＜法人税＞
問題35　各事業年度の所得１……39
問題36　各事業年度の所得２……41
問題37　別表四……42
問題38　別表一……43
問題39　受取配当等の益金不算入１……44
問題40　受取配当等の益金不算入２……45
問題41　交際費等の損金不算入１……46
問題42　交際費等の損金不算入２……47
問題43　交際費等の損金不算入３……48
問題44　寄附金の損金不算入……49
問題45　中小法人等・中小企業者等……50
問題46　法人の分類……52
問題47　法人事業税……53
問題48　農業経営基盤強化準備金……54
問題49　農用地等の圧縮記帳……55
問題50　肉用牛免税……56
問題51　従事分量配当……57
問題52　総合問題１……58
問題53　総合問題２……61
問題54　総合問題３……65
＜消費税＞
問題55　消費税とは・消費税の経理……69
問題56　消費税の課税対象……71

問題57　消費税の納税義務……72
問題58　簡易課税制度……74
問題59　軽減税率制度……75

第３章　法人化と経営継承
＜相続税関係＞
問題60　相続による経営承継……77
問題61　各人の相続税の課税価格の計算……78
問題62　遺産に係る基礎控除額……79
問題63　相続税額の２割加算……81
問題64　贈与税の計算（暦年課税）……82
問題65　贈与税の計算（相続時精算課税）……83
問題66　農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予制度……84
問題67　取引相場のない株式の評価……86

問　題　編

第１章　決算と申告

＜会　　計＞

問題１　会計（貸借対照表）

⇒ 解答Ｐ.88

貸借対照表に関する次の文章中の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

貸借対照表とは、一定期日の（　Ａ　）を表したもので、（　Ａ　）とは、資産・負債・純資産（資本）の状態のことをいう。貸借対照表は、（　Ｂ　）に資産、（　Ｃ　）に負債・純資産（資本）を記入したもので、（　Ｂ　）の資産の合計額は（　Ｃ　）の負債と純資産（資本）との合計額に一致する。

貸借対照表を表す一定時点は、一般に期末で、これを「（　Ｄ　）」という。

貸借対照表の構造は以下のとおりである。

（　Ｂ　）	（　Ｃ　）
資産の部	負債の部
Ⅰ　（　Ｅ　） ⑴　当座資産 ⑵　棚卸資産 ⑶　その他（　Ｅ　）	Ⅰ　（　Ｇ　）
Ⅱ　固定資産 ⑴　（　Ｆ　） ⑵　無形固定資産 ⑶　投資その他の資産	Ⅱ　固定負債
Ⅲ　繰延資産	純資産の部 Ⅰ　株主資本 ⑴　（　Ｈ　） ⑵　資本剰余金 ⑶　利益剰余金（繰越利益剰余金） ⑷　自己株式 Ⅱ　評価・換算差額等 Ⅲ　新株予約権

なお、農業特有の貸借対照表科目として、果樹などの永年性作物や繁殖用家畜などの（　Ｉ　）、農業用の生物の育成による支出である（　Ｊ　）、国の経営安定対策や収入保険によって拠出した生産者積立金のうち、資産計上すべきものである（　Ｋ　）などがある。

問題２　会計（損益計算書）

⇒ 解答Ｐ.88

損益計算書に関する次の文章中の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

損益計算書とは、一定期間の（　Ａ　）を表したもので、（　Ａ　）とは、経営活動の状況及びその成果をいう。損益計算書では、（　Ｂ　）をその発生源泉に従って分類して対応表示することによって、利益を発生源泉別に表示する。具体的には次のとおりである。

①　企業活動の利益の源泉である「（　Ｃ　）」

②　企業の営業活動による利益（本業による儲け）である「（　Ｄ　）」

③　企業の日常的な経営活動から生じた利益である「（　Ｅ　）」

④　会計期間における最終的な利益である「（　Ｆ　）」

（　Ａ　）を表すための一定期間のことを「会計期間」といい、（　Ｇ　）の場合は任意に定めることができるが、（　Ｈ　）の場合は暦年（１月１日から12月31日）となる。

問題３　会計（決算）

⇒ 解答Ｐ.88

決算整理に関する次の文章中の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

決算整理とは、正しい期間損益計算を行うための会計処理で、通常、（　Ａ　）に行う。

農業簿記の場合、未収穫農産物の棚卸や（　Ｂ　）の計算、法人の場合の農産物の棚卸には（　Ｃ　）の算定が必要となる。このため、決算整理の手段として、まず（　Ｃ　）の算定のために、費用・収益の繰り延べ・見越し、固定資産の（　Ｄ　）、繰延資産の償却、引当金の設定といった手続きが必要となる。また、（　Ｂ　）の計算については、肥料や飼料などの棚卸が先に終わっていなければならない。

問題４　勘定科目

⇒ 解答Ｐ.88

次のＡ～Ｇの区分に当てはまる勘定科目を下記の【語群】から選びなさい。（複数選択可）

貸借対照表	(1)　固定資産	A
	(2)　投資その他の資産	B
	(3)　負債・純資産の部	C
損益計算書	(4)　営業収益	D
	(5)　営業外収益	E
	(6)　売上原価	F
	(7)　製造原価	G

【語　群】

ア：農業経営基盤強化準備金　　イ：価格補填収入　　ウ：生物売却原価
エ：一般助成収入　　オ：育成仮勘定　　カ：材料費　　キ：生物売却収入
ク：生物　　ケ：作業受託収入　　コ：経営保険積立金　　サ：飼料補填収入
シ：作付助成収入

問題５　減価償却１

⇒ 解答Ｐ.89

白色申告者である個人の次の各資産について、令和７年分の減価償却費を計算しなさい。

なお、建物、構築物及び生物は旧定額法又は定額法、機械装置及び器具備品は旧定率法又は定率法による届出を行っており、いずれの資産についても取得と同時に事業の用に供している。

（単位：円）

資産名	取得年月日	取得価額	年初未償却残額	耐用年数
建物Ａ	平成18年10月10日	8,500,000	4,870,075	39年
機械装置Ｂ	令和５年８月18日	231,000	145,279	７年
建物Ｃ	令和４年６月10日	5,000,000	4,664,166	39年
器具備品Ｄ	令和７年11月10日	350,000	―	８年
構築物Ｅ	令和７年11月20日	87,000	―	14年
牛	令和６年９月25日	600,000	600,000	６年
柑橘樹	平成30年４月10日	220,000	213,766	30年

（注１）　牛は、令和７年６月に成熟の年齢に達したと認められる。

（注２）　柑橘樹は、令和６年３月に成熟の樹齢に達したと認められる。

〔資料〕　耐用年数による各償却方法の償却率（抄）

耐用年数	旧定額法	定額法	旧定率法	250％定率法	200％定率法
６年	0.166	0.167	0.319	0.417	0.333
７年	0.142	0.143	0.280	0.357	0.286
８年	0.125	0.125	0.250	0.313	0.250
14年	0.071	0.072	0.152	0.179	0.143
30年	0.034	0.034	0.074	0.083	0.067
39年	0.026	0.026	0.057	0.064	0.051

問題６　減価償却２

⇒ 解答Ｐ.89

白色申告者である個人の次の各資産について、令和７年分の減価償却費を計算しなさい。

なお、建物、構築物、車両及び生物は旧定額法又は定額法、機械装置及び器具備品は旧定率法又は定率法による届出を行っており、いずれの資産についても取得と同時に事業の用に供している。

（単位：円）

資産名	取得年月日	取得価額	年初未償却残額	耐用年数
建物Ａ	平成18年３月１日	4,250,000	1,872,762	31年
構築物Ｂ	平成18年３月１日	350,000	10,500	15年
機械装置Ｃ	令和７年４月20日	2,300,000	—	７年
車両Ｄ	令和４年10月５日	970,000	424,375	４年
器具備品Ｅ	令和７年９月15日	156,000	—	４年
馬	令和７年３月30日	500,000	—	６年
桃樹	令和７年11月１日	330,000	330,000	15年

（注１）　機械装置Ｃの取得に当たっては、表中の取得価額の他、引取り運賃20,000円を要している。

（注２）　馬は令和７年10月に成熟の年齢に達したと認められる。

（注３）　桃樹は令和８年４月に成熟の樹齢に達すると見込まれている。

〔資料〕　耐用年数による各償却方法の償却率（抄）

耐用年数	旧定額法	定額法	旧定率法	250％定率法	200％定率法
４年	0.250	0.250	0.438	0.625	0.500
６年	0.166	0.167	0.319	0.417	0.333
７年	0.142	0.143	0.280	0.357	0.286
15年	0.066	0.067	0.142	0.167	0.133
31年	0.033	0.033	0.072	0.081	0.065

問題７　減価償却３

⇒ 解答Ｐ.90

白色申告者である個人の次の各資産について、計上される令和７年分の減価償却費を計算しなさい。

なお、いずれの資産についても減価償却方法の届出をしていない。

（単位：円）

資産名	取得年月日	取得価額	耐用年数	備考
乳用牛	令和５年10月１日	800,000	４年	（注１）
ぶどう樹	令和元年６月４日	700,000	15年	（注２）
備品	令和７年６月10日	500,000	８年	（注３）

（注１）　表中の取得年月日は産まれて間もない仔牛を購入した日付であり、令和７年９月２日にこの牛は満２歳となり、成熟したと認められる。

（注２）　表中の取得年月日はぶどう樹の幼木を植樹した日付であり、令和７年６月４日にこのぶどう樹は樹齢満６年を迎え、成熟したと認められる。

（注３）　表中の取得年月日は備品を購入した日付であり、これを実際に農業の用に供したのは令和７年９月10日である。

〔資料〕　耐用年数による定額法の償却率（抄）

耐用年数	定額法
４年	0.250
８年	0.125
15年	0.067

問題８　減価償却４

⇒ 解答Ｐ.91

青色申告法人である当社の次の資産について、各設問に基づき当期（令和７年４月１日から令和８年３月31日までの事業年度）の減価償却費を計算しなさい。

なお、当社は、減価償却資産の償却方法の選定の届出を行ったことはない。

また、税法上適用される方法が２以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。

⑴　当期末において有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。

区分	取得価額	耐用年数	取得年月日 （事業供用日）
応接セット （１セット）	162,000円	５年	令和８年２月15日
事務机 （１セット）	180,000円	５年	令和８年３月14日
冷蔵庫 （１台）	144,000円	５年	令和８年１月10日
その他の 器具備品	300,000円	６年	令和７年12月26日

（注）　その他の器具備品の一個又は一組の取得価額は60,000円である。

⑵　償却率等は次のとおりである。（定率法は平成24年４月１日以後に取得した資産に係るものである。）

耐用年数	定額法 償却率	定率法		
		償却率	改定償却率	保証率
５年	0.200	0.400	0.500	0.10800
６年	0.167	0.333	0.334	0.09911

【設問１】　当社の資本金が１億円であり、株主はすべて個人の場合

【設問２】　当社の資本金が２億円であり、株主はすべて個人の場合

問題９　減価償却５

⇒ 解答Ｐ.92

青色申告法人である当社の次の資産について、当期（令和７年４月１日から令和８年３月31日までの事業年度）の減価償却費を計算しなさい。

なお、当社は、減価償却資産の償却方法の選定の届出を行ったことはない。

また、税法上適用される方法が２以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。

⑴　当期末において有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。

種　類	取得価額	耐用年数	備　考
器具備品（電子計算機）	2,860,000円	５年	（注１）
器具備品（応接セット）	210,000円	８年	（注２）

（注１）　電子計算機の取得価額は、当期の12月14日に単価260,000円のものを11個取得し、同日より事業の用に供したものの合計額である。

（注２）　応接セットは当期の２月17日に取得したものであり、同日より事業の用に供している。

⑵　償却率等は次のとおりである。（定率法は平成24年４月１日以後に取得した資産に係るものである。）

耐用年数	定額法 償却率	定率法		
		償却率	改定償却率	保証率
５年	0.200	0.400	0.500	0.10800
８年	0.125	0.250	0.334	0.07909

⑶　当社は、資本金１億円の法人（株主はすべて個人である。）であり、当期中に変動はない。

解　答　編

第１章　決算と申告

＜会　　計＞

問題１　会計（貸借対照表）

〔解答〕

Ａ：財政状態　　Ｂ：借方　　Ｃ：貸方　　Ｄ：決算日　　Ｅ：流動資産

Ｆ：有形固定資産　　Ｇ：流動負債　　Ｈ：資本金　　Ｉ：生物　　Ｊ：育成仮勘定

Ｋ：経営保険積立金

問題２　会計（損益計算書）

〔解答〕

Ａ：経営成績　　Ｂ：費用及び収益　　Ｃ：売上総利益　　Ｄ：営業利益

Ｅ：経常利益　　Ｆ：当期利益　　Ｇ：法人　　Ｈ：個人

問題３　会計（決算）

〔解答〕

Ａ：期末　　Ｂ：育成費用　　Ｃ：製造原価　　Ｄ：減価償却

問題４　勘定科目

〔解答〕

Ａ：オ、ク　　Ｂ：コ　　Ｃ：ア　　Ｄ：イ、キ、ケ　　Ｅ：エ、シ　　Ｆ：ウ

Ｇ：カ、サ

問題５　減価償却１

〔解答〕

建物Ａ（旧定額法）	$8,500,000 \times 0.9 \times 0.026 = 198,900$
機械装置Ｂ（200％定率法）	$145,279 \times 0.286 = 41,550$（１円未満切上）
建物Ｃ（定額法）	$5,000,000 \times 0.026 = 130,000$
器具備品Ｄ（200％定率法）	$350,000 \times 0.250 \times \frac{2}{12} = 14,584$（１円未満切上）
構築物Ｅ（少額減価償却資産）	$87,000 < 100,000$　　$\therefore 87,000$
牛（定額法）	$600,000 \times 0.167 \times \frac{7}{12} = 58,450$
柑橘樹（定額法）	$220,000 \times 0.034 = 7,480$

問題６　減価償却２

〔解答〕

建物Ａ（旧定額法）	$4,250,000 \times 0.9 \times 0.033 = 126,225$
構築物Ｂ（償却可能限度額）	$(350,000 \times 5\% - 1) \times \frac{12}{60} = 3,500$（１円未満切上）
機械装置Ｃ（200％定率法）	$(2,300,000 + 20,000) \times 0.286 \times \frac{9}{12} = 497,640$
車両Ｄ（定額法）	$970,000 \times 0.250 = 242,500$
器具備品Ｅ（一括償却資産）	$156,000 \times \frac{12}{36} = 52,000$
馬（定額法）	$500,000 \times 0.167 \times \frac{3}{12} = 20,875$
桃樹	本年中に成熟の樹齢に達していないため減価償却は行わない。

問題７　減価償却３

〔解答〕

乳用牛　$800,000 \times 0.250 \times \frac{4}{12} = 66,667$（１円未満切上）

ぶどう樹　$700,000 \times 0.067 \times \frac{7}{12} = 27,359$（１円未満切上）

備品　$500,000 \times 0.125 \times \frac{4}{12} = 20,834$（１円未満切上）

〔解説〕

牛、果樹等の生物については、生物がその成熟の年齢又は樹齢に達した月から減価償却を行う。また、備品について年の中途に事業の用に供した場合には、事業の用に供した月から減価償却を行う。

問題８　減価償却４

〔解答〕

【設問１】

応接セット（少額減価償却資産（30万円未満））	162,000円
事務机（少額減価償却資産（30万円未満））	180,000円
冷蔵庫（少額減価償却資産（30万円未満））	144,000円
その他の器具備品（少額減価償却資産（10万円未満））	300,000円

【設問２】

応接セット・事務机・冷蔵庫（一括償却資産）

$$\overset{(注)}{486,000円} \times \frac{12}{36} = 162,000円$$

（注）　162,000円＋180,000円＋144,000円＝486,000円

その他の器具備品（少額減価償却資産（10万円未満））

300,000円

〔解説〕

【設問１】

問題の前提から、中小企業者等に該当する。

したがって、応接セット、事務机、冷蔵庫は取得価額が30万円未満のため、少額減価償却資産（30万円未満）の特例の適用を受けることができる。

ただし、少額減価償却資産（30万円未満）の特例は、その少額減価償却資産（取得価額が10万円未満のものを除く。）の取得価額の合計額のうち年300万円が限度となることに留意すること。

$$486,000円 \leqq 3,000,000円 \times \frac{12}{12} = 3,000,000円$$

問題９　減価償却５

〔解答〕

器具備品（電子計算機）（少額減価償却資産（30万円未満））

2,860,000円

器具備品（応接セット）（200％定率法）

$$210,000円 \times 0.250 \times \frac{2}{12} = 8,750円$$

〔解説〕

器具備品（電子計算機）の取得価額2,860,000円に器具備品（応接セット）の取得価額210,000円を加えると、取得価額の合計額が3,070,000円となるため、応接セットについては少額減価償却資産（30万円未満）の特例の適用を受けることができず、通常の減価償却を行う（取得価額が20万円以上であるため、一括償却資産の損金算入の適用も受けることができない。）こととなる。

問題10　減価償却６

〔解答〕

機械装置Ａ（200％定率法（改定償却））

(1)　$\overset{改定取得価額}{864,000円} \times \overset{改定償却率}{0.500} = 432,000円$

(2)　$\overset{期首簿価}{432,000円} - 1円 = 431,999円$

(3)　(1)＞(2)　　∴431,999円

機械装置Ｂ（200％定率法（特別償却））

$$\left(\overset{普通償却}{9,500,000円} \times 0.333 \times \frac{6}{12}\right) + \left(\overset{特別償却}{9,500,000円} \times 30\%\right) = 4,431,750円$$

機械装置Ｃ（200％定率法）

$$1,900,000円 \times \overset{(注)}{0.286} \times \frac{10}{12} = 452,833円（1円未満切捨）$$

（注）（10年－３年）＋３年×20％＝7.6年→７年　　∴0.286

建物（定額法）

$$\left(24,900,000円 - \overset{圧縮損}{16,500,000円}\right) \times 0.020 \times \frac{12}{12} = 168,000円$$